

桑名市告示第165号

桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置事業実施要綱を次のように定める。

令和4年7月7日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、在宅で生活する一人暮らしの高齢者等について、IoTを活用するなどにより、日常生活の見守りができる体制を整備すること（以下「本事業」という。）で、安全・安心に在宅生活を継続できる環境を構築するとともに、高齢者等の生活データの分析を行うことにより、高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 本事業の実施に当たって、市は公募型プロポーザル方式により選定された事業者（以下「受託事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者又は本市の区域内に居所を有する者であって市長が必要と認める者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項の認知症対応型共同生活介護若しくは同法第8条の2第15項の介護予防認知症対応型共同生活介護を利用し、又は、同法第8条第25項の介護保険施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の養護老人ホーム、同法第20条の5の特別養護老人ホーム、同法第20条の6の軽費老人ホーム、同法第29条第1項の有料老人ホーム若しくは高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅に入居若しくは入所していない者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 65歳以上の一人暮らしの者
 - イ おおむね65歳以上の寝たきり高齢者と同居し、かつ、おおむね65歳以上の高齢者のみにより構成される世帯に属する者
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(設置機器)

第4条 本事業に用いる設置機器（以下「機器」という。）は、自動的に対象者の異常を検知するのであって、異常を検知した場合に安否確認を行うコールセンターに通報する機能を有する機器で、市長が指定したものとする。

(申請等)

第5条 本事業の適用を受けようとする者は、桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置申請書（様式第1号。以下「設置申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を審査し、その結果を桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により機器の設置を決定したときは、受託事業者又は受託事業者が指定する者（以下「機器設置事業者」という。）に、本事業の適用が適当と認められた者（以下「設置者」という。）の提出した設置申請書の内容を通知するものとする。
- 4 設置者は、機器設置事業者に当該設置者の居宅に機器を設置させるとともに、機器の利用に必要な契約を機器設置事業者と締結するものとする。

(住所等変更の届出)

第6条 設置者は、前条第1項の申請内容に変更があったときは、桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置変更届（様式第3号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(資格喪失の届出)

第7条 設置者又は当該設置者の親族は、次の各号のいずれかに該当するときは、桑名市一人暮らし高齢者等見守り機器設置資格喪失届（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければ

ばならない。

(1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。

(2) 前号に規定する事由のほか機器を必要としなくなったとき。

2 設置者又は当該設置者の親族は、前項に規定する届出を行うときは、併せて機器一式を市長又は機器設置事業者へ返却するものとする。

(利用の制限等)

第8条 設置者は、機器の原状を変更し、又は機器を転貸し、若しくは本事業以外の目的に利用してはならない。

2 利用者は、機器を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長又は機器設置事業者へ報告しなければならない。この場合において、当該損傷又は亡失が利用者の責めに帰す場合は、当該利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(設置者の費用)

第9条 設置者は、第5条第4項に規定する契約の締結に伴い生じる、機器の利用に係る通信費用、機器のリース費用及びコールセンター利用に係る費用並びに機器の利用に付随して生じる電気料金その他の費用を負担する。

2 設置者は、前項に規定する費用を機器設置事業者へ直接支払うものとする。

(台帳)

第10条 市長は、見守り機器設置台帳を備え付け、本事業の実施状況を把握するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。